

令和5年度第4回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年7月10日（月）			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時31分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	加 藤 幸 児	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	2 番	天 崎 直 幸	3 番	木 山 篤 志
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志
	農政室長	石 倉 嘉 寛		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定更新の報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第4号	基盤整備事業に係る一時利用地指定について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3条の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和5年度農地利用状況調査（農地パトロール）について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>おはようございます。定刻より若干早いですが、予定しておられる委員の皆様のお出席を確認しておりますので、令和5年度 第4回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり梅林会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
挨拶	議長	<p>皆さんおはようございます。九州地方・山口県・島根県は梅雨末期特有の線状降水帯の停滞で大変な被害が発生しています。被災地の皆様へお見舞い申し上げます。</p> <p>さて、7月は農業委員会統一改選期です。日南町、日野町は昨年5月が改選でしたが、鳥取県内19市町村中、15市町村の農業委員会で今月7月が改選月となっています。</p> <p>鳥取県農業会議の小林会長も今期で退任されましたので、農業会議会長も改選となります。また西部会会長の田辺会長も退任されましたので、7月7日に次期西部会会長互選の打合せ準備会が米子市でありました。</p> <p>日南町はすでに、就任して1年以上経過していますので、本格的に農業委員、推進委員業務を行い、タブレットも推進委員の皆さんへ手渡して1年になりますので本格的運用となるよう努力をいただき、この2年間にまとめる地域計画・活性化計画に利用できるようお願いいたします。</p> <p>本日、総会終了後、鳥取県農業会議による研修会も予定されていますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上、申し上げ、令和5年度 第4回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、2番 天崎農業委員、3番 木山農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定更新の報告について農林課お願いします。</p>
	石倉農政室長	<p>報告第1号 農業経営改善計画の認定について担当しております、石倉です。本日配布資料で説明させていただきます。この資料については総会終了後事務局で回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。この度の再認定の内容につきましては、6月27日に町で審査会を行い、今回ご報告させていただくものになります。経営資産の作成等について、県や日野普及所にもご協力いただいています。町としては再認定したいと考えております。今回ご報告させていただいた中でご意見等あると思っております。皆さんからのご意見は申請者にも伝えて今後の農業に活かしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日再認定の申請者は足立進也さんです。営農類型は「花き・花木」です。正確には花壇苗、野菜苗になりますので、「その他の作物」ではという</p>

		<p>ことで、県に確認したところ、どちらでも構わないということでしたので、申請提出書類の花き、花木とさせていただいております。平成13年に就農されてから、ハウスで花壇苗や野菜苗の生産をされておられます。</p> <p>これまで足立さんのお父さんがトマト栽培をされていましたが、辞められたためハウスを継承して栽培面積を広げ、目標年の年間所得を454万円としているものです。栽培面積が増える割に所得が増えていないのは、常時雇用を1名想定しているため、このような試算となります。</p> <p>花の品目や作型によっては、1年で2回転できるものもあれば1回転しかできないものもあり、品目等は市場の状況等を確認しながら選定していきたいとのことでした。経営試算上、市場を鑑みて試算させていただいております。</p> <p>生産方式の合理化については、春作と秋作で株と株の間の広さを変えることで、効率的なハウスの加温調整や作業の省力化を図るとのことでした。</p> <p>経営管理の合理化に関しては、ソリマチを使った青色申告や記帳の簡素化を行いながら経営分析を行うということです。また、アプリを活用した市場情勢の確認などにも引き続き取り組まれるということです。</p> <p>農業従事の態様の改善に関する現状と目標については、規模拡大に伴い常時雇用1名を行う予定ということです。また、研修会や市場への販売促進にも引き続き取り組まれるということです。</p> <p>その他の農業経営の改善について、有利な資金を活用したいとのことでした。</p> <p>農業用機械等の取得については、雇用と合わせて導入時期を調整したいとのことだったので、補助事業活用の場合、町の予算の都合もあることから早めの相談をお願いさせていただいております。</p> <p>農業外ではありますが、令和4年度から森林組合の苗木センターでの業務もあり、特に今年度から本格的に忙しくなる見込みであるとのことでした。花苗と苗木の忙しい時期がどうしてもかぶってしまうことから、上手にやりくりできるようにしたいとのことでした。</p> <p>町としては、補助事業等の早めの相談、花き、花苗等については県との情報の共有等苦戦するところもあることから日ごろからの情報交換等をお願いさせていただきました。また、地域を支える経営者として今後もしっかりとした営農をお願いしたところです。</p> <p>以上のことから町としては、再認定したいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので申請者さんは引き続き頑張ってくださいと思います。次に移ります。</p>
報告第2号	議 長	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。資料は3頁から7頁になります。今月は農事組合法人ふくのかみへの集積が</p>

本格化してきました、12 件の合意解約があります。

番号 1、農地の所在地が三吉 1159 番地の他、合計 4 筆、面積合計が 3787 m²、貸付人が三吉の山田善勅さん、借受人が神福の浅田昭弥さん、令和 10 年 3 月 31 日までの契約ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。

番号 2、農地の所在地が三吉 1164 番地の他、合計 5 筆、面積合計が 5444 m²、貸付人が兵庫県伊丹市の大塚保さん、借受人が神福の浅田昭弥さん、令和 10 年 3 月 31 日までの契約ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。

番号 3、農地の所在地が神福 2138 番地の他、合計 8 筆、面積合計が 4579 m²、土地所有者が坂村早苗さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が神福の浅田昭弥さん、令和 11 年 3 月 31 日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。こちらは機構と浅田さんの配分の解約となり、農事組合法人ふくのかみへの付替えとなります。

番号 4、農地の所在地が神福 2255 番地、2256 番地の田が 2 筆、面積合計が 6578 m²、土地所有者が上田房秋さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が神福の浅田昭弥さん、令和 10 年 3 月 31 日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。こちらも機構と浅田さんの配分の解約となり、農事組合法人ふくのかみへの付替えとなります。

番号 5、農地の所在地が神福 2590 番地の他、合計 6 筆、面積合計が 9394 m²、土地所有者が智下和彦さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が神福の浅田昭弥さん、令和 7 年 1 月 15 日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。こちらも機構と浅田さんの配分の解約となり、農事組合法人ふくのかみへの付替えとなります。

番号 6、農地の所在地が神福 366-1 番地、田が 1 筆、面積が 1430 m²、土地所有者が櫃田正行さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が神福の浅田昭弥さん、令和 8 年 12 月 31 日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。こちらも機構と浅田さんの配分の解約となり、農事組合法人ふくのかみへの付替えとなります。

番号 7、農地の所在地が神福 2861 番地、2862 番地の田が 2 筆、面積合計が 9184 m²、土地所有者が長谷川健一朗さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が神福の浅田昭弥さん、令和 9 年 6 月 11 日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。こちらも機構と浅田さんへの配分の解約となり、農事組合法人ふくのかみへの付替えとなります。

番号 8、農地の所在地が神福 363-1 番地の他、合計 4 筆、面積合計が 7879 m²、土地所有者が佐伯忠重さん、借受人が神福の増田雅広さん、令和 8 年

	<p>12月31日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。</p> <p>番号9、農地の所在地が神福380-1番地の他、合計3筆、面積合計が3623㎡、土地所有者が神福の中村あい子さん、借受人が神福の増田雅広さん、令和7年3月31日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。</p> <p>番号10、農地の所在地が神福2617番地、2653番地の田が2筆、面積合計が3351㎡、土地所有者が神福の増田孝文 相続代表人 増田有司さん、借受人が神福の増田雅広さん、令和6年3月31日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。</p> <p>番号11、農地の所在地が神福760-1番地の他、合計3筆、面積合計が1631㎡、土地所有者が遠藤史郎さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が神福の増田雅広さん、令和9年4月9日までの契約期間ですが、解約後、農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。こちらも機構と増田さんへの配分の解約となり、農事組合法人ふくのかみへの付替えとなります。</p> <p>番号12、農地の所在地が神福2844番地の他、合計4筆、面積合計が8076㎡、土地所有者が島根県出雲市の山本茂伸さん、借受人が神福の伊藤喜美さん、令和13年3月31日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて、農事組合法人ふくのかみが耕作予定となります。以上です。</p>
	<p>議長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第3号	<p>議長 報告第3号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p>
	<p>主事 報告第3号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。資料9頁から11頁です。</p> <p>番号1、農地の所在地が神福2138番地の他、合計8筆、権利者の変更、賃借料、契約期間の変更で、貸付人が坂村健一さんから坂村早苗さん、小作料が水張反当30kgの物納から水張反当5,000円、契約終期が令和11年3月31日から令和15年12月31日までに変更されます。</p> <p>番号2、農地の所在地が神福2255番地、2256番地の2筆、賃借料、契約期間の変更で、貸付人が上田房秋さん、小作料が使用貸借から全体90kgの物納、契約終期が令和10年3月31日から令和15年12月31日までに変更されます。</p> <p>番号3、農地の所在地が神福2590番地の他、合計6筆、賃借料、契約期間の変更で、貸付人が智下和彦さん、小作料が水張反当30kgから全体240kgの物納、契約終期が令和7年1月15日から令和15年12月31日までに変更されます。</p>

		<p>番号 4、農地の所在地が神福 366-1 番地 1 筆、契約期間の変更で、貸付人が櫃田正行さん、契約終期が令和 8 年 12 月 31 日から令和 15 年 12 月 31 日までに変更されます。</p> <p>番号 5、農地の所在地が神福 2861 番地、2862 番地の 2 筆、契約期間の変更で、貸付人が長谷川健一朗さん、契約終期が令和 8 年 12 月 31 日から令和 15 年 12 月 31 日までに変更されます。</p> <p>番号 6、農地の所在地が神福 760-1 番地の他、合計 3 筆、賃借料、契約期間の変更で、貸付人が遠藤史郎さん、小作料が使用貸借から全体 30 kg の物納、契約終期が令和 8 年 12 月 31 日から令和 15 年 12 月 31 日までに変更されます。</p> <p>番号 7、農地の所在地が下阿毘縁 2944-1 番地の他、合計 3 筆、相続による権利者の変更で、土地所有者が米子市の蔵本百恵 相続人代表 蔵本純一さんに変更されます。</p> <p>番号 8、農地の所在地が矢戸 384-1 番地の他、合計 3 筆、相続による権利者の変更と、賃借料の変更で、土地所有者が大阪府吹田市の遠藤明信 相続人代表 遠藤和弘さん、小作料が使用貸借から水張反当 5,000 円に変更されます。以上です。</p>
	議 長	報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 4 号	議 長	報告第 4 号 基盤整備事業に係る一時利用地指定について事務局お願いします。
	主 事	<p>報告第 4 号 基盤整備事業に係る一時利用地指定についてです。資料 13 頁です。印賀地区の基盤整備事業による一時利用地の指定がありましたので、報告するものになります。地権者が田淵昭雄さん、従前の土地印賀 2044 番地の他合計 5 筆が 3-5 番地に変更、地目は畑、面積が 583 m²となります。次に、従前の土地印賀 2043 番地の他合計 5 筆が 3-6 番地に変更、地目は田、面積が 8535 m²となります。</p> <p>次に、地権者が株式会社ファームイング、従前の土地印賀 2052 番地が 3-7 番地に変更、地目は田、面積が 888 m²となります。以上です。</p>
	議 長	報告第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。資料 15 頁から 23 頁です。本日は 2 件の非農地申請があります。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が新屋 649-1 番地の他合計 3 筆、面積合計が 335 m²、土地所有者が新屋の松尾清廣さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず、今後も活用の予定はないとのこと。こちらは 6 月の農地部会で事前協議していただいた案件になります。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が多里 11-1 番地、12-1 番地の 2 筆、面積合計</p>

		<p>が 559 m²、土地所有者が萩原の福田涉さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず、今後も活用の予定はないとのこと。こちらも 6 月の農地部会で事前協議していただいた案件になります。</p> <p>資料 16 頁から町内位置図、申請番号 1 の中間図、位置図、現地写真、申請番号 2 の中間図、位置図、現地写真をつけておりますので、ご確認いただければと思います。以上、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会から補足説明がありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。採決は申請番号ごとに行います。議案第 1 号 申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号 申請番号 1 は承認された。
	議 長	議案第 1 号 申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号 申請番号 2 は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。資料 25 頁から 30 頁です。本日は所有権移転の案件が 1 件あります。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が三栄 1477-4 番地、畑が 1 筆、面積が 214 m²、譲受人が西伯郡伯耆町の井上八重子さん、譲受人が三栄の絹谷明子さん、申請事由は贈与です。令和 4 年 12 月の農地部会で他の筆とともに非農地申請がありましたが、この農地が絹谷さんによる管理が認められたため、今回農地法第 3 条での申請となったものになります。26 頁から町内位置図、中間図、位置図、現地写真をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号について説明が終わりました。地元委員は農地部会に出席して説明をしておりますので、農地部会長からご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(5 番 加藤農業委員挙手) 5 番 加藤農業委員。</p>
	加藤農業委員	事務局に対してですが、去年の 12 月に非農地の案件であがってきて、それから半年経って農地法第 3 条の申請ですので、最初の申請、相談があったときに、ヒアリングの時にもう少し親切に聞き取りを行って、一緒に総会に上程するようにお願いします。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。

議案第3号	議 長	議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見紹介に対する回答についてです。資料は31頁から51頁です。まず、資料32頁に7月分の利用集積等促進計画案の総括表です。今回は機構を通じた新規の案件が25件です。今月の移動面積は田が121,655㎡、原野が4,305㎡、合計125,960㎡となります。資料33頁に配分の集計表をつけております。貸付人が25人、71筆、93,164㎡、借受人が5人、93筆、125,960㎡、配分率が135.2%となります。今月は農事組合法人ふくのかみに配分のみ付替える案件があったためこのような数字になります。34頁から詳細な契約内容になります。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が折渡338-1番地の他、合計7筆、面積合計が10492㎡、貸付人が折渡の貝谷睦生さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じてノータス研究所株式会社が借受人、水稻作付、水張反当4,000円、令和5年9月1日から令和15年12月31日までの10年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が三栄1601-8番地、田が1筆、面積が2994㎡、貸付人が霞の久代晋さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて三栄の青木竜一さんが借受人、水稻作付、全体30kgの物納、令和5年9月1日から令和14年12月31日までの9年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が三栄2200番地、2201番地の他、合計2筆、面積合計が2113㎡、貸付人が三栄の大柄一輝さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて、三栄の青木竜一さんが借受人、水稻作付、全体30kgの物納、令和5年9月1日から令和14年12月31日までの9年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号4、農地の所在地が三栄1602-1番地、1602-13番地の2筆、面積合計が1576㎡、貸付人が三栄の大柄徹さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて青木竜一さんが借受人、水稻作付、全体30kgの物納、令和5年9月1日から令和14年12月31日までの9年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号5、農地の所在地が三栄2196番地、2197番地の2筆、面積合計が1813㎡、貸付人が三栄の原ヒロ子さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて、三栄の青木竜一さんが借受人、水稻作付、全体30kgの物納、令和5年9月1日から令和14年12月31日までの9年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号6、農地の所在地が三栄2226-1番地の1筆、面積が2109㎡、貸付人が三栄の原優貴さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて三栄の青木竜一さんが借受人、水稻作付、全体30kgの物納、令和5年9月1日から令和14年12月31日までの9年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号7、農地の所在地が下石見825-1番地の他合計5筆、面積合計が7723㎡、貸付人が下石見の錦織耕作さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて下石見の有限会社アルファビジネスが借受人、水稻作付、使用</p>

	<p>貸借、令和5年9月1日から令和10年12月31日までの5年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号8、農地の所在地が阿毘縁3751番地の1筆、面積が1961㎡、貸付人が阿毘縁の株式会社エイト、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて阿毘縁の石橋弘充さんが借受人、牧草、水張反当5,000円、令和5年9月1日から令和8年12月31日までの3年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号9、農地の所在地が神福2240番地の他、合計10筆、面積合計が12063㎡、貸付人が米子市の角田英樹さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて神福の農事組合法人ふくのかみが借受人、水稻作付、使用貸借、令和5年9月1日から令和15年12月31日までの10年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号10、農地の所在地が神福2843番地、田が1筆、面積が2065㎡、貸付人が神福の立脇栄治さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて神福の農事組合法人ふくのかみが借受人、水稻作付、水張反当5,000円、令和5年9月1日から令和15年12月31日までの10年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号11、農地の所在地が神福2827番地、2828番地の田が2筆、面積合計が4411㎡、貸付人が山中憲良さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて神福の農事組合法人ふくのかみが借受人、水稻作付、全体120kgの物納、令和5年9月1日から令和15年12月31日までの10年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号12、農地の所在地が豊栄1871番地の他、合計11筆、面積合計が8213㎡、貸付人が豊栄の西村多智子さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて神福の農事組合法人ふくのかみが借受人、水稻作付、全体210kgの物納、令和5年9月1日から令和15年12月31日までの10年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号13、農地の所在地が神福2717番地の他、合計3筆、面積合計が3435㎡、貸付人が福塚の仁兒亮さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて神福の農事組合法人ふくのかみが借受人、水稻作付、水張反当5,000円、令和5年9月1日から令和15年12月31日までの10年4ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号14から25までは鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて新規の契約となりますが、これまで相対で契約していたものを付替えて契約となりますので、説明を省略させていただきます。以上です。</p>
議長	<p>議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(6番 塩見農業委員挙手) 6番 塩見農業委員。</p>
塩見農業委員	<p>資料37頁のスミダさんですが、この表記で正しいんですか。</p>
主事	<p>失礼します。外字の「角」となっております。</p>
議長	<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。</p>
福田職	<p>小作料についてですが、直接授受となっておりますが、これまでこのよう</p>

	務代理	な表記はなかったようですが。何か指導があったということでしょうか。
	主 事	失礼します。特に指導があったわけではありません。システムの入力、はき出しによるものです。今年度から新たに契約書の様式が変更になり、賃借料の受け渡しについて機構を介して行うか、機構を介さず耕作者から直接地権者に支払う場合があります。物納の場合についてこれまで双方の押印の書類を機構に送っていましたが、利用集積促進計画ではそういった書類のやり取りを行わず、事務作業を省くようになります。
	議 長	(2番 天崎農業委員挙手) 2番 天崎農業委員。
	天崎農業委員	物納の契約では一般的に反当り 30 kgが平均かなと思いますが、申請番号 3 から 5 は開きがあるようですが、機構が指導を行うということではなく、直接地権者と耕作者がしているということでもいいですか。
	主 事	失礼します。機構を介して契約を行いますが、契約内容については地権者、耕作者での話し合いの中で決められます。機構が指導することはありません。
	議 長	その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第 1 号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 令和 5 年度農地利用状況調査(農地パトロール)について事務局お願いします。
	主 事	協議第 1 号 令和 5 年度農地利用状況調査(農地パトロール)についてです。資料 53 頁です。まず、資料の訂正をさせていただきたいと思います。調査スケジュールの右下、合同現地確認と表記していますが、机上での確認です。また、現地日程決定も削除お願いします。 今年度の調査は従来の農地パトロールとは異なり、約 1 ヶ月、推進委員の皆さんに調査を行っていただきたいと思います。調査活動はタブレットを利用して、昨年度の 1 号遊休農地と認定した農地、意向調査の回答がなかった農地、中山間協定から外れている農地を中心に確認をお願いしたいと思います。また、進入路が荒廃して確認できない農地は調査不可としてください。また、地域計画の目標地図作成も進めていくため、中心的な耕作者への聞き取りもお願いしたいと思います。机上確認後、遊休農地について所有者に利用意向調査を発出し、移動農地銀行に合わせて調査票を回収したいと考えています。以上ご協議お願いいたします。
	議 長	協議第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございませうか。推進委員の皆さんからもご意見をいただきたいと思います。従来の方法と違ってきていますので、ご意見がありますでしょうか。 (8番 糸田川農業委員挙手) 8番 糸田川農業委員。
	糸田川農業委員	推進委員には負担が予想されますが、多里地域では年度当初からドローンを活用して空撮を行い、負担の軽減を図りたいと考えています。

議 長	(9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。
福田職務代理	システムの準備ということで、遊休農地情報を入力されて、そういった農地を確認していくということで問題ないでしょうか。
主 事	タブレットには現在、通年の調査ということで、地域内の農地が表示されていると思いますが、調査用のデータを作成して、確認対象農地を表示するようにしたいと思います。
福田職務代理	確認対象農地の筆数によって推進委員の負担が変わってくるということだと思います。農業委員も協力できるところはしていかないといけないと考えます。
議 長	(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
倉光推進委員	宮内地域の場合はほぼわかりますが、日野上担当ですが、その他の地域はわからないのが現状です。中山間の協定範囲が農業委員会で把握できていればいいと思いますが、それぞれの中山間協定の代表者や農事組合長と一緒にになって調査ができれば、より密に確認できるのではと思いますがいかがでしょうか。
主 事	農林課と情報共有して、中山間の協定範囲の表示ができるようにしたいと思います。
倉光推進委員	地元の代表者との接点は必要ないと理解していいでしょうか。
高橋事務局長	地元の農事組合長、中山間集落協定の代表者との調整ですが、全く必要ないというわけではありません。地域の現状をよくわかっておられるのは中山間集落協定代表者、農事組合長だと考えております。事前にコンタクトを取っていただきながら、進めていただけたらと思います。事前にそういった代表者の方の連絡先等お伝えしたいと思います。
倉光推進委員	それは推進委員で調整を行うということで理解していいでしょうか。
高橋事務局長	農業委員会からそういった代表者の方には事前に、協力をお願いをしたい旨の連絡を考えております。現地での日程調整等は推進委員で行っていただきたいと考えております。
倉光農業委員	今の説明ですと、事務局は入らないというように聞こえますが、そういった理解でいいでしょうか。
高橋事務局長	これまで、農地パトロールは事務局も同行していましたが、今年度、事務局は同行せず、8月の調査を行っていただきたいと思います。ただし、事務局も一緒に同行してほしいということでしたら、ご相談いただければと思います。
加藤農業委員	事務局が同行しないということはまとめるのはどうやってまとめていくのか。
主 事	タブレットを活用して入力していただくようになります。その情報が農業委員会のシステムで集約されていくようになります。

	岸推進委員	タブレットを十分に使える状態ではないのに、現場は進まないんじゃないかと思います。
	主 事	7月末のタブレット操作研修会は現地で行いたいと考えています。推進員の皆さんに操作ができるようになっていただけるといいと思います。調査期間中でも操作に不安がある場合や不具合があった場合には対応いたします。
	議 長	事務局が同行しないということになると車はどうなりますか。事務局が同行してパトロールを行ったほうがいいと思います。
	高橋事務局長	先ほど議長からご質問がありました、移動手段についてですが、事務局の想定は自家用車での移動をお願いしたいと考えております。タブレットの利用について現地での操作研修を予定しております。事務局が同行しないということについてですが、今後の調査の進め方にも関わってきます。しっかり準備したうえで、皆さんにご協力いただけたらと思います。
	議 長	個人の車を使うということですが、事故等あった場合の責任等については。
	高橋事務局長	推進委員が事故、傷害等あった場合については公務災害補償で対応させていただくことと、役場職員と同等の公務災害ということになると思います。
	天崎農業委員	実際のところタブレットの操作についてこれから研修もしていくという状況ではありますが、事務局も同行してパトロールに行ったほうがいいと思います。
	足立農業委員	一人で行動するということが何かあったときに連絡ができないという状況も想定する必要があると思います。一人体制は良くないと思います。
	倉光推進委員	足立農業委員が仰るように、最悪の場合を想定して行わないといけません。最低でも一人は事務局から出て、一緒に行く必要があると思います。
	議 長	研修会終了後、再度、協議したいと思いますので、今回は保留にします。次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願いします。
	主 事	次回総会は、令和5年8月10日(木)9時から開会予定させていただきたいと思います。
	高橋事務局長	委員の皆さんにご参集いただく際のご案内をさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染対策についてですが、役場におきましては国が示しております、感染対策等に基づく対応となっております。町職員も従来の感染対策を行っているところもありますが、マスクの着用について執務室内は着用としておりますが、それ以外は個人の判断になっております。農業委員会総会におきましても、マスクの着用は個人の判断で決めていただけたらと思います。 総会終了後、鳥取県農業会議からお越しいただき、研修会を予定してお

		<p>ります。農地法等の一部改正等ありますので、法律、制度の内容について研修会をお願いしております。</p> <p>研修会終了後、農地部会を開催したいと思っておりますので、対象地域は山上地域です。山上地域の委員の皆さんは農地部会へ参加していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。</p>
閉 会	議 長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第4回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員